

### 第三節 成熟社会における景観緑化政策

#### 一 人口減少下の緑地・公園管理と景観づくり

この時代の緑地、公園、景観政策の状況

この時期、日本社会においては経済状況の改善の兆しがみられるようになった。その一方で、大都市で顕著なものとなりつつあった人口減少は、公園利用者の減少を招き、そして管理などを困難にし、全国的にも公園や市街地などの小規模緑地や農地の保全や管理が課題として取り上げられることが増えた。また、少子高齢化等に伴う農業や林業従事者の減少が地方の農地の耕作放棄地の増加や管理が不十分な森林を生み出し、防災上の懸念や景観の悪化などを誘発した。

兵庫県についてみると、この時期は阪神・淡路大震災から一〇年を経過し、課題は残されてはいたものの、落ち着きを取り戻しつつある時期であった。県内でも人口減少が始まり、郊外での開発圧力も弱まり、高齢化の進展とあわせて、空き家や空き地の増加、さらに近隣公園など小規模公園の管理や、森林管理、耕作放棄地などの問題が浮上する。そのような中、県政レベルで景観や緑地、公園に関する政策をみると、全般に大規模に新しいものをつくり出すというよりは、既存の物的、人的資源を活用したり、適切な保全や管理により、その潜在力を最大限に引き出すという方向に舵を切った。さらには、全国的な地方分権の流れに従い、これらの政策も市町が主体となる事例が増えた。

景観関連政策について具体的にみると、この時期に特徴的なのは、平成十六（二〇〇四）年に施行された



写真 90 地域住民や児童による植栽

景観法に伴う景観行政団体への移行と地域独自の景観計画の策定である。県内においても、自主条例の制定や景観法に基づく景観行政団体への移行により、主体的に景観行政を担う市が増加するなど、行政による取組は全県的に広がりを見せた。例えば、芦屋市では全市域を景観地区に導入するなど特徴的な動きがみられた。県は、各市などの自主的な取組を尊重する立場をとり、景観法による市町独自の計画を持たない地域の景観保全、広域の景観形成や協議のための枠組み作り、さらに広域の景観に関する上位計画（マスタープラン）の策定に注力した。

また、緑化についてみると、県民緑税を活用して都市域と郊外で同時並行的に緑化が進められた。特に、都市域では「県民まちなみ緑化事業」で、県民の参画と協働の理念に基づく緑化活動が推進され、多くの市街地の緑化が進められた。同時に、「環境の保全と創造に関する条例」の改正により、建物やその周辺の緑化が義務づけられ、屋上緑化やグラスパーキングの施工事例が大きく増えた。この他にも花緑創造プランなど県土緑化に関する総合計画が策定されたり、県内各地で花緑に関する普及啓発活動が展開されるなど、主に市街地の緑量を増やす取組が大きく進められた。

また、公園関連行政についてみると、尼崎中央緑地、丹波並木道中央公園など、いくつかの大規模な都市公園や都市緑地が開設される一方で、地域の公園の存続、そして管理の在り方に関する議論が本格化した。

## 二 景観政策の展開

### 景観形成条例 の積極的運用

景観法が制定されるまでの段階で、既に全国で五〇〇弱の自治体が自主条例として景観条例を制定し、積極的に景観の整備や保全の取組を行ってきた。歴史的町並みを含めた景観の状況は地域により異なるため、全国一律の法律でなく、地域の実情に応じて制定できる条例の方が対応しやすかったためである。そのため各自自治体で取組の内容も異なっていた。そのような中、平成十六年に景観法が制定された。これにより、県内でもこの法律に基づく景観行政団体となり、独自の景観計画を策定する市が増加した。その中で県政における景観に対する取組の方向性が大きく変化した。すなわち、独自の景観計画を持たない地域のフォロー、それから個別の景観計画の上位計画ともなり得るマスタープランの策定である。前者について、県は平成二十五年に「景観の形成等に関する条例」（以下、県景観条例）を改正し、さらに翌二十六年十月にはこれを受けて景観形成等基本方針を改訂した。ここでは県景観条例の改正の骨子について詳しくみる。

まず、広域景観形成地域が導入された。これは従来の景観形成地区に加えて、新たに幹線沿道、河川流域等の複数の市町域に広がるエリアを対象に良好な景観を守り、またこれを創出するための制度である。これに伴い、各地の既存の風景形成地区、例えば円山川下流域や但馬海岸地域は広域景観形成地域（風景型）に、また沿道景観形成地区は広域景観形成地域（沿道型）に移行した。この広域景観形成地域は、その性質上、複数の市町をまたぐものであり、必然的に異なる市町間の調整が必要となる。その調整の主体となったのが、広域景観形成協議会である。これは県と該当する市町が構成員となり、広域景観形成地域の範囲、行為の制



写真 91 西脇小学校（平成 19 年度、県景観形成重要建造物等）

限に関する事項（景観基準等）、その他広域景観の形成を図るために必要な事項などを定めた。

また、協議会の結果を踏まえ、県などは景観基準を策定し、地域内で一定の行為を行う場合に届出を求め、景観基準に適合するよう指導や助言を行う。さらに県は市町が実施する景観の形成に関する施策を支援するとともに、総合的な調整を図る。

次に、景観支障建築物等への対応である。これは県土全域と特に良好な景観形成が必要な区域に限定されるものに分けることができる。前者においては、建築物等の外観が周辺の良好な景観に対して支障とならないよう努力義務が求められる。一方、後者については、景観形成地区全域及び広域景観形成地域の一部において、建築物などの外観が破損や腐食などの管理不全とならないようにすることが義務づけられる。

さらに、周辺の土地利用の状況を踏まえた大規模建築物等の適切な景観誘導を行うため、自然環境豊かな地域等において、届出を必要とする規模の基準を引き下げるものであった。

その他にも、現行制度の拡充・見直しとして、景観形成重要建造物等の保存活用支援制度の創設や景観影響評価手続の一部合理化などが進められた。また、景観形成重要建造物については、平成十六年の県景観条例改正により指定制度が創設され、第一次指定の十七年度から三十三年度の間には神戸栄光教会（十七年度）や西脇小学校（十九年度）など合計九八件が指定されている。また、景観形成重要建造物等として保存活用を目的に現状変更等を行う際に、建築基準法に適



写真 92 新温泉町浜坂味原川周辺地区（まちなか景観形成地区）

合させることが困難である場合に、その適用を除外するための制度として認定景観形成重要建造物制度が新たに創設された。

一方で、従来の景観形成地区制度に基づいて各種の景観形成地区が指定され、それぞれにおいてガイドラインが多く作成されたものもこの時期の特徴といえる。例えば、歴史的景観形成地区についてみると、平成十八年から三十年の間に指定されたものが七件あり、市指定に移行した二件も合わせると九件に上る。その内容をみると、建物の高さや屋根勾配、外壁の色や意匠なども細かく定められている。

また、景観形成地区の区分のひとつであるまちなか景観形成地区が、平成十八年に新温泉町と高砂市で指定されている。これは、まちなかにおいて水と緑豊かな潤いのある景観を創出することが目的であり、いわゆる歴史的景観だけでなく、まちなかの自然の保全や良好なまちなみ形成など特別ではないとしても、暮らしやすさや地域の魅力を下支えする、日常的な景観づくりを進めようとする方針を読むことができる。

県内各地における景観計画・土地利用計画の策定 既に述べたように、景観法の施行により、県内でも景観行政の主体の多くが市町に移行した。平成三十年時点では、政令指定市及び中核市のほか、自ら申し出た

芦屋市、三田市、川西市など一五の団体が景観行政団体となっている。この景観計画区域内では、建物や工作物の建設、あるいはその色彩などの変更がある場合には届出が求められ、事前に定められた基準に適合し



写真 93 芦屋川特別景観地区（平成 24 年）  
（芦屋市提供）

ない場合には変更命令の対象となる。これに加えて、景観行政団体である市町などが景観地区を定めた場合には、都市計画及び条例により意匠などの制限を定める。県内では芦屋市と西宮市が景観地区を定めている。芦屋市では景観地区を設定する前から、芦屋市都市景観条例に基づいて、大規模建築物等の計画に対して助言・指導を行い、さらに景観に大きな影響を与える建物については個別に事業者や設計者と協議を行ってきた。しかし、中には協議内容が生かされないことや、土地の細分化などにより敷地規模が小さくなり、その結果緑地が減少し、それまでの景観などが失われるようなこともあった。このため、平成二十一年に芦屋市は全国の自治体で初めて市全域を景観地区に指定して、建築物や工作物に関する形態意匠の制限を定めた。これにあわせて景観形成のためのガイドラインを作成し公表した。さらに市内を流れる芦屋川沿いの約四二・

六ヘクタールについては、平成二十四年に芦屋川特別景観地区に指定し、細かいかつ厳しい基準を設定し、更なる景観の保全を目指している。

これらに加えて、県の緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）に基づく土地利用等に関する計画が県内各地で策定され、景観地区同様に地域の土地利用や景観に関するルールを詳細に定めた。これを推進する役割を担ったのが、住民が自分たちで自分たちの地区のルールづくりを行う計画整備地区制度である。この制度に基づく地区整備計画は、平成三十年時点で一七地区が認定されているが、うち一〇が十八年以降に認定されたものである。ここでは篠山市（現丹波篠山市）国道一七六号治道地区整備計画について



#### 第四章 地域の再生と安全な地域づくり

表 27 緑条例に基づく地区整備計画の認定一覧（平成30年度時点）

整備計画の名称	区域面積 (ヘクタール)
洲本市新都心地区整備計画	約18.2
丹南町野中地区整備計画	約52
水上町石生駅西周辺地区整備計画	約20
篠山市日置地区整備計画	約61
篠山市乗竹地区整備計画	約40
篠山市黒田地区整備計画	約54
篠山市野間地区整備計画	約47
丹波市国領区整備計画	約135
丹波市多田区整備計画	約108
八鹿町岩崎区整備計画	約175
城下町八木地区整備計画	約337
篠山市味間奥地区整備計画	約152
安志北の台地区整備計画	約11.9
篠山市国道176号沿道地区整備計画	約300
篠山市東岡屋地区整備計画	約53
篠山市城下町北地区整備計画	約17.6
篠山市丹南篠山口インターチェンジ周辺地区整備計画	約98

（兵庫県ホームページを参照して作成）



図 34 西播磨地域の地域景観イメージ図

て、その計画に法的な実効性を与えるものとして、緑条例が活用された。また、平成二十年には、「地域景観マスタープラン」が丹波地域と西播磨地域で策定

詳細にみていく。この計画は、県が別に策定した「丹波地域広域沿道土地利用計画」（平成二十三年）を実効性のあるものとすることを意図して作成された。この計画では国道一七六号の沿道地域を「森のエリア」「田園エリア」「集落エリア」「歴史的な町のエリア」に分け、それぞれに建築できる建物の用途を定めるとともに、森林や緑地に関する事項、緑化に関する事項、景観形成に関する事項などについて市景観計画の景観形成基準に基づいて保全を図るものとされている。

これら計画は、住民参加の下で、市町との協働により策定された。丹波地域や但馬地域でこのような計画が策定されることについては、自分たちのまちの土地利用や景観に関するきめ細やかなルールについて、自分たちで定めるということを意味する。そして、

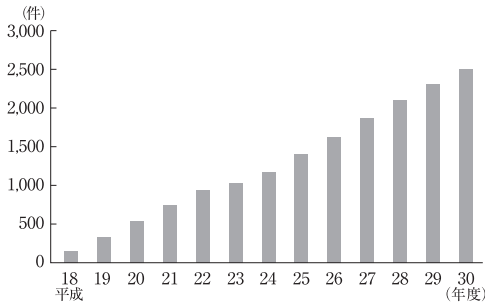


図 35 県民まちなみ緑化事業における緑化実績  
(累積件数)  
(兵庫県ホームページを参照して作成)

### 三 県民主体の緑化の推進

された。これは広域的な見地から景観に配慮する必要がある地域を対象に、景観の形成に関する施策の推進を図るための基本的な計画であり、その中では地域景観の特徴を表す「デザインランゲージ」という考えが提示された。例えば西播磨地域の計画においては、瀬戸内海の景観を大切にし、維持する景観形成の方針として「光みつ海」、農業・林業・漁業における賑わいの景観づくりの方針として「楽農」、自然を活用し、自然と調和しながら成長する景観づくりの方針として「自然に即す成長」などが示された。

**県民による緑化の推進** この時期、県による緑化政策は、それまでの大規模で面的な保全ないし整備を行うものから、小規模な緑地の創

出や、近年増加する土砂災害への対策として、防災の観点からの緑地の整備という方向性に舵が切られた。このことを如実に示す施策が、県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」と「県民まちなみ緑化事業」である。県民緑税は、平成十八年四月から施行された「県民緑税条例」に基づき、県民共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして導入されたものである。ここでは後者の県民まちなみ緑化事業について詳しく見る（「災害に強い森づくり」については第四章第四節一参照）。



## 第四章 地域の再生と安全な地域づくり

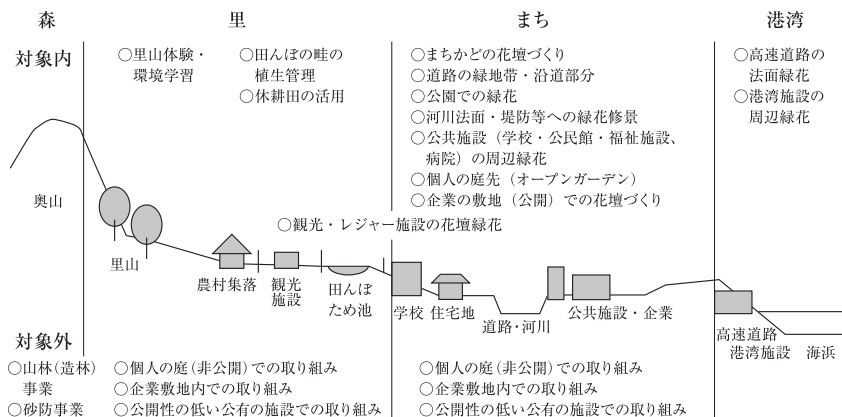


図 36 あわじ総合緑花プランの対象となる場所と緑花活動のイメージ図

(「あわじ総合緑花プラン」より引用)

この事業は、特に都市域を対象に、その防災性の向上や環境改善などを目的に、住民団体等が公園、学校、住宅地等で行う緑化や、駐車場の芝生化、建築物の屋上緑化に対して、苗木の購入費や必要となる緑地整備費等の補助を行うものである。当初の事業期間は平成十八年度から二十二年度であったが、その後も順次延長された。特徴的な点としては、マンションや商業施設などの駐車場、建築物の屋上緑化など、公的施設にとどまらない幅広い範囲が補助の対象となっていることである。事業開始から平成三十年までの間に、累計で約二五〇〇件の補助が実施され、約八四万二〇〇〇本の植樹と約七三万四〇〇〇平方メートルの芝生化が行われた。

一方で、都市域以外でも県民による緑化の動きは継続された。例えば淡路地域では、平成十七年から一〇年間の淡路地域における緑化と花づくり活動の方向性を示す「あわじ総合緑花プラン」が平成十七年に策定された。この計画は「あわじ花回廊構想」に基づいて策定された「あわじ花回廊計画」を継承する計画であり、まちづくりの一環として緑化と花づくりを進めるものである。こ

表 28 緑の面積の実績と目標値  
(単位：ヘクタール)

区分	平成17年	平成27年 目標値	増減
森林地域	559,000	558,000	△1,000
農山村地域 (農地面積除く)	40,000	42,000	2,000
都市地域	12,600	14,000	1,400
合計	611,600	614,000	2,400

(「ひょうご花緑創造プラン」を参照して作成)

のプランの特徴は、所有形態にかかわらず、公開性の高い、すなわち目につきやすく、アクセスしやすい場所である「中間領域」に焦点を当てていることである。これにより、公園や道路の緑地帯などの公共施設はもとより、個人の所有でも公開されている庭や休耕田、里山、観光施設やレジャー施設の花壇なども対象とされた。

このプランに基づいて、淡路の植物などを紹介するパンフレットの作成、各種普及・支援活動が実施された。例えば、平成二十年以降三十年までの間に、小学生対象の緑花学習教室は一一四件(毎年一〇件程度)、沿道緑花については六四〇件(年間五〇〜七〇件程度)が実施された。そのほか、緑花活動による景観づくり・

地域づくりの事例を島外に紹介する淡路島景観緑花交流フォーラムが平成二十年以降ほぼ毎年開催されている。

**面的な緑  
化の推進** 県は、「ひょうご花緑創造プラン」を平成十九年七月に策定した。これは本県における花と緑に関する取組の方向性を示す総合的か

つ包括的なプランであり、以前の平成十三年の「さわやかみどり創造プラン」を継承するものであった。この新しいプランにおいては、①良好な景観の形成・保全を見据え、優れた景観の創造と保全、緑条例の全県適用、②都市の緑地保全、緑化に関する新制度として、環境の保全と創造に関する条例による一定規模以上の建築物及び建築物の敷地の緑化の義務づけ、③生物多様性確保の推進として、コウノトリの野生復帰に向けた自然放鳥、ため池を核とした地域づく

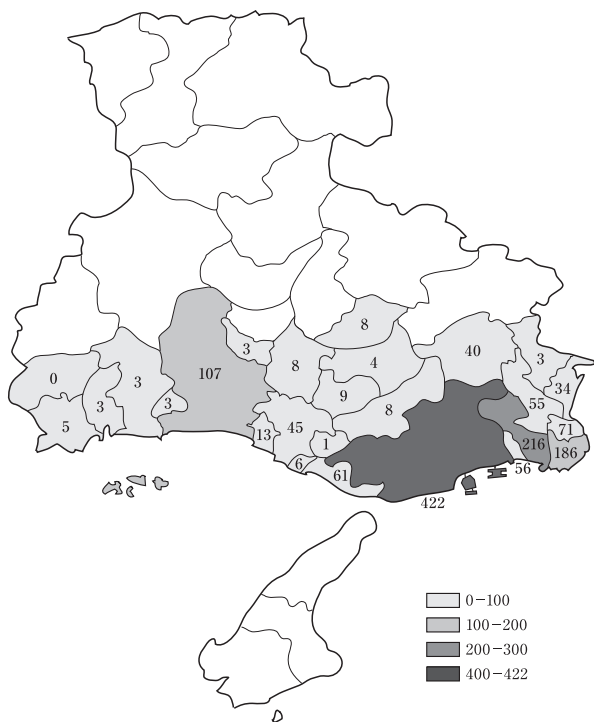


図 37 条例に基づく建築物及びその敷地の緑化実績(件数)  
(兵庫県資料を参照して作成)

りの取組などを進めることをうたった。

また、確保すべき緑の面積についても目標が定められており、目標年度である平成二十七年において、十七年から、都市地域においては一四〇〇〇ヘクタール、農山村地域においては二〇〇〇ヘクタールの面積を増加させ、森林地域における緑の減少を一〇〇〇ヘクタールと見積もって、トータルとして二四〇〇ヘクタールの緑を増加させることを目標とした。さらに、都市地域の緑地の割合については平成二十七年時点でも三〇%とすることを目指した。

このうち、美しい環境の創造、ヒートアイランド現象の緩和などを目的とした面的な都市緑化の取組として、建築物及びその敷地の緑化の義務づけについてみる。県では「環境の保全と創造に関する条例」を改正し、平成十四年に建築物の緑化を、十八年には建築物敷地の緑化を義務づけた。これは、市街化区域内で、建築面積一〇〇〇平方メートル以上の建築物を新築、改築または増築しようとするなど、一定の

条件を満たす行為に当たって、建築物とその敷地の緑化を義務づけるものである。この条例により都市域の緑化が推進され、多くの地域においては先に述べた目標三〇%を実現している。

この条例では建築物等の緑化計画等の届出が義務づけられている。市町別にその件数をみると、神戸市や尼崎市、西宮市などの都市部で多いものの、郊外に位置する市町でも一定の実績があることがわかる。この条例により県内の都市域で一気に屋上緑化と駐車場緑化が進むことになる。都市緑化、とりわけ屋上緑化について、条例で義務化した兵庫県の取組は、東京都とともに全国的にみてもかなり早い段階から進められたものであり、この時期に定着した。

#### 四 成熟社会における公園の再整備

##### 公園再整備 と緑化推進

この時期、厳しい行財政の状況を受けて、県は新しい公園を整備するというよりは既存の公園を再整備、機能転換する方向に舵を切った。この点については後述するが、そのような中にあっても、時代の特徴を踏まえたいくつかの公園が開設されている。

平成十九年には丹波並木道中央公園が広域公園として開園した。四九・五ヘクタールを先行開園し、その後平成二十二年に七〇・九ヘクタールが全面開園した。この公園は、丹波地域の地域づくりの基本的方針「丹波の森構想」の中核拠点となるものであり、「みんなでつくり、育てる公園」をテーマに計画・整備された。園内には芝生広場や遊具が整備されるとともに棚田が保存され、さらに茅葺民家や地域の伝統的な灰屋（はんや）も再現されており、丹波地域の農山村のくらしを体験することができる。また、公園内に製材所を設け、園内の

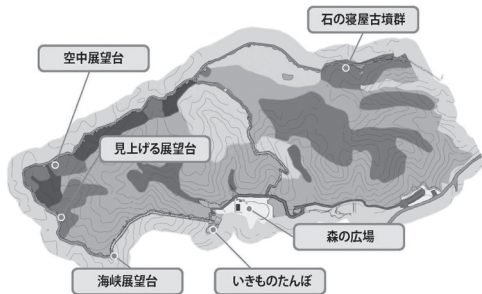


図 38 県立あわじ石の寝屋緑地略図  
(県立あわじ石の寝屋緑地ホームページより引用)



写真 94 県立丹波並木道中央公園の  
灰屋

さらに、平成二十七年には「あわじ石の寝屋緑地」が開園した。この緑地は開園時の面積は三七・五ヘクタールであり、淡路島北側の丘地に位置し、明石海峡大橋周辺の緑と景観の保全、絶滅危惧の猛禽類(モウセンシバ)をはじめ、貴重種が棲息する自然環境の保全を目的とした都市緑地である。園内には周囲園路、展望台、石の寝屋古墳群などがあり、自然環境の保護に加えて、歴史学習の場としての機能も有している。

万本の苗木を植えて、生物多様性のある森を一〇〇年かけてつくる壮大な計画である。開園時の面積は六・六ヘクタールであり、併設されている尼崎スポーツの森は兵庫県初の PFI 事業 (Private Finance Initiative、民間資金等活用事業) として民間のノウハウを活用して運用された。

スギ・ヒノキ人工林の間伐材から遊具やベンチを製作したり、木工教室を開催するなど丹波地域のなりわいを生かした公園づくりを進めている。

この時期には二つの都市緑地も開園した。まず平成十八年に「尼崎の森中央緑地」がオープンした。この「尼崎の森中央緑地」は十四年に策定された「尼崎二一世紀の森構想」のリーディングプロジェクトであり、その中核施設であるスポーツ健康増進施設「尼崎スポーツの森」の完成にあわせて五月に開園した。この緑地は、もともと製鉄会社の工場があった埋立地であり、ここに一二

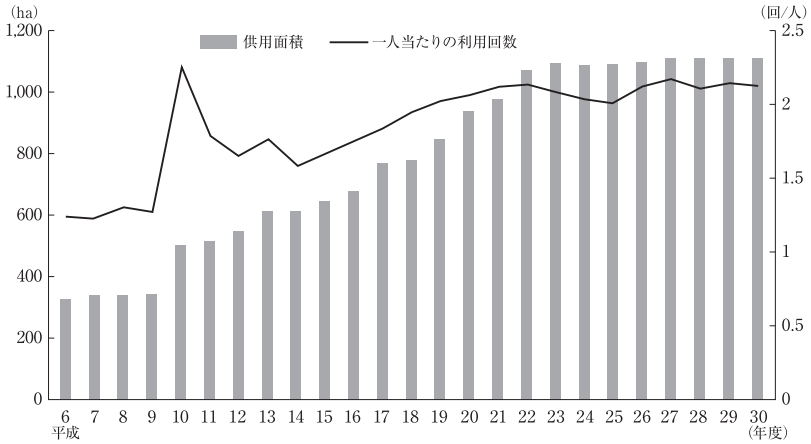


図 39 県立都市公園の供用面積と一人当たり利用回数の推移  
 (「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」を参照して作成)

また、都市公園ではないものの、文化、スポーツ、レクリエーションのための場づくりとして県が推進し

ているCSR施設整備事業の一環として、平成十八年に宍粟市において「兵庫県立国見の森」が、さらに二十年には「宝塚西谷の森公園」がそれぞれ開園した。これらはいずれも県民に自然とのふれあいの場を提供することを意図してつくられた公園であり、自然環境の学習拠点としての機能も有している。また、県において「ふるさと森公園」として位置づけられており、県民の参画と協働により、森林の保全と創造を進めることを念頭に、地元の住民と都市の住民の交流の場となることが想定されている。県内では他に「やしろの森公園」「ささやまの森公園」「なか・やちよの森公園」「ゆめささきの森公園」がこれに位置づけられている。

兵庫県全体の都市公園面積は、国営公園や市町立公園も含めると約七一〇〇ヘクタールあり、都市計画区域内人口一人当たりの都市公園面積については平成三十年時点で一人当たり一三・三平方メートルと全国平均を上回っている。また、供用面積の増加に伴って県民の一人当たりの利用回数についても年々



増加の傾向にある。県立の都市公園に限ってみると、都市公園という性質上、兵庫県南部の阪神間地域に偏在しているという課題も残されているが、総じてみると昭和中期の「緑の回廊計画」から始まる県の公園関連政策は時代とともに、その数を増やし、また姿を変えてゆきながら県民のレクリエーションや緑の保全などに一定の役割を果たしてきたといえる。

成熟社会の中で この時期は、いわゆる成熟社会を迎え、地域の中における公園の役割やその管理の在り方の公園の再整備 が大きく変化した。それが顕著に表れた例が県立公園の再整備である。まず地域性の高い

小規模な県立公園の廃止である。平成二十四年二月に開催の第三一二回兵庫県議会定例会の知事提案説明においても「地域性の高い小規模な県立都市公園については、二十三年度末に県立都市公園としては廃止し、地元での利用施設とします。西武庫公園は尼崎市に、北播磨余暇村公園は多可町に移譲します。神陵台緑地は引き続き一般開放します」とされており、県から地元等へ移譲する動きが顕著であった。

このような状況の中、平成二十八年に県は、兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画（ひょうごパークマネジメントプラン）を策定した。このプランは、兵庫県の花と緑の総合計画である「ひょうご花緑創造プラン」の取組の一翼を担うとともに、「兵庫県グリーンフェニックス計画」と「兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本方針」を一元化したものである。これは県の厳しい財政状況を踏まえて行財政構造改革が推進される中、公園施設の老朽化への対応、また各種災害対策、生物多様性の保全、地球温暖化対策などますます多様化する公園の役割に対する期待に対応しつつ、県立都市公園をとりまく社会状況の変化を受けたものである。

基本的な取組姿勢は、「ふるさと兵庫」のゆたかな暮らしを支える「公園づくり」に取り組む」であり、特に「量」から「質」の転換と、県民の参画と協働など多様な連携のための工夫、公園の持つ多様性を生かすことがうたわれた。特に、「量」から「質」への転換はそれまでの県の公園行政の方向性を変えるものであり、また、「量」への対応としても、既存の設備、資源を最大限に活用することが念頭に置かれた。

この計画では、五つの大テーマと一八の施策方針が示されたが、この中で特徴的なものが「安全安心な地域づくりに資する公園」であろう。これは先の阪神・淡路大震災の経験を受けて、公園が防災、減災、復興に果たした役割を強く認識し、その機能を保持、強化することが意図されている。もう一つ特徴的な点は「持続可能なパークマネジメントの推進」がテーマとして示されていることである。全一八ある施策方針のうち七つがこのテーマに対応していることからわかるように、このプランの大きな柱が既存の公園の管理方針を検討することにある。

特に施策方針の中では、老朽化対策の計画的な推進並びにリノベーションの推進が示されており、開園から一定の年数を経た公園について、予算や人手に鑑みながら効率的かつ効果的な整備を実施していくことが大きな課題として捉えられていることがうかがわれる。これらの計画に基づいて、公園のリニューアル、リノベーションが進められている。

また、この時期は全国的にも公園のありさまが大きく変化した。景観緑三法（「景観法」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」）の改正にあわせて、平成二十九年に都市公園法が改正され、公園の使用の自由度が向上した。特に、Park-PFI制度が創設されたこと



写真 95 公園内に開設した保育所（西宮市提供）

公園内に、延床面積約六〇〇平方メートルの二階建ての保育所が開設された。

#### 第四節 社会基盤の強靱化へ

二一世紀になると、全国規模で豪雨や地震による自然災害の発生が加速化し、被害形態が多様化並びに激甚化してきた。一方で、高度成長期に建設された社会基盤諸施設が一斉に耐用年数を超え、これら施設の維持管理手法の見直しが社会全体の大きな課題となった。

兵庫県は、阪神・淡路大震災という未曾有の地震災害を経験した後にも平成二十一（二〇〇九）年台風第

は大きな変化である。これは都市公園内において、飲食店や売店などの事業者を公募により選定するものであり、事業者は収益を公園整備に還元することを条件に様々な特例措置を受けることが可能となる。これにより公園の中でカフェやコンビニエンスストア、レストランなどが営業される事例が全国的に増え、県内でも平成三十年に国営明石海峡公園が本制度にのっとり、公募を行っている。

また、同法の改正により、保育所等の社会福祉施設として公園の一部を使用できるようにもなった。兵庫県でも、平成三十年に西宮市の久保